

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税関係

- (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。
- (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成三十二年三月三十一日まで延長することとした。
- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。

2 不動産取得税関係

- (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。
- (2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。
- (4) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対して譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。

3 自動車取得税関係

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、県が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして

車両の購入に係る補助を行う路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得に係る課税を免除する特例措置について、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。

- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

ア 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ロ) 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十五を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

- (ア) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - i 次のいずれかに該当すること。
 - (イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
 - (イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - i 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。
- イ 次に掲げる軽油自動車
- (ア) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - i 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

- (ii) 平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (iv) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。
- (v) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- (ii) 平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であつて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長

することとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(7) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(7) 次のいずれかに該当すること。

i 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。

）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量

車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ii 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。

）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の五十を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

(7) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年轻油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(4) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって新規

登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の六十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(ア) 次のいずれかに該当すること。

i 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二

分の一を超えないこと。

ii 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(7) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の七十五を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

(4) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の

排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

(7) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成三十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(4) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成三十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成三十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(8) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした

場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(ア) 次のいずれかに該当すること。

i 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ii 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

(9) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（以下(9)において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。
ア 次に掲げる自動車について、取得価額から四十五万円を控除すること。

(ア) 電気自動車

(イ) 天然ガス自動車のうち、平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものは、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもの

(ウ) プラグインハイブリッド自動車

(エ) 次に掲げるガソリン自動車

i 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 次のいずれかに該当すること。

a 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

b 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ii) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

ii 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれ

れにも該当するもの

(i) 次のいずれかに該当すること。

a 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

b 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ii) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

iii 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 次のいずれかに該当すること。

a 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

b 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ii) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(オ) 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成二十二年以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

i 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

-
- (イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。
 - ii 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。
 - (カ) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
 - i 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - ii エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。
 - (キ) 次に掲げる軽油自動車
 - i 乗用車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの
 - ii 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの（ハイブリッド自動車に限る。）
 - (i) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - b 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び
-

粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(ii) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる自動車について、取得価額から三十五万円を控除すること。

(7) (2)又は(3)アのガソリン自動車

(4) ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ii 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

iii エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) (3)イ(ウ)の軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)

ウ 次に掲げる自動車について、取得価額から二十五万円を控除すること。

(7) (4)ア又は(5)アのガソリン自動車

(4) 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

i 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。

ii 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) (4)イの石油ガス自動車

(エ) (5)イ(ウ)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

エ 次に掲げる自動車について、取得価額から十五万円を控除すること。

(7) (6)ア又は(7)アのガソリン自動車

(イ) 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

i 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

ii 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

iii (6)イの石油ガス自動車

iv (7)イ(ウ)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

オ 次に掲げる自動車について、取得価額から五万円を控除すること。

(7) (8)アのガソリン自動車

(イ) 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

i 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める

窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

ii 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) (8)イの石油ガス自動車

(10) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。

(11) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。

(12) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。

(13) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（ウに掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他

の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ウ 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであって、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(14) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、アに掲げるトラックにあつては平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、イに掲げるトラックにあつては平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであって、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであって、平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべき

ものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(15) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（エ）に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

イ 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ウ 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

エ 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(16) 車両総重量が十二トンを超えるバス等であつて、平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額が

ら百七十五万円を控除する特例措置を講ずることとした。

- (17) 特例税率対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について、法に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用することとした。

- (18) (17)に伴い、施行日前の自動車の取得に対して課すべき特例税率対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下(18)において「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずることとした。

- (19) 対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に対する自動車取得税に係る徴収金に係る課税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置について、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。

4 自動車税関係

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。

ア 環境負荷の小さい自動車

平成二十九年度及び平成三十年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- (7) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成三十一年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものにつ

いて、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

- (イ) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの(ロ)の適用を受ける自動車を除く。)について、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)について、それぞれ次に定める年度以後(平成三十年以後に限る。)に税率の概ね百分の十五(バス(一般乗合用のものを除く。)及びトラックについては概ね百分の十)を重課する特例措置を講ずること。

- (ア) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成十八年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

- (イ) 軽油自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成二十年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

- (2) 減税対象車に係る自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(条例の規定を除く。)を適用することとした。

- (3) (2)に伴い、平成二十八年度分までの自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の所有者以外の者(以下(3)において「第三者」という。)にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ず

ることとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

(1) 平成二十九年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

(3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例

1 事業税等の不均一課税

特別償却設備を新設し、又は増設した者について課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率の特例措置の適用期限を、平成三十一年三月三十一日まで二年延長することとした。

2 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び奈良県風俗営業等の
規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

児童福祉法の改正に伴い、次の条例について、同法で使用する用語を引用する条文の整備を行うこととした。

(1) 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(2) 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例

2 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。